

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	1
公 告	
○行政不服審査法による裁決の公示送達 (福祉指導課)	
	〈1・20掲示〉 1
○都市計画の決定の図書の縦覧 (都市計画課)	1
○都市計画の変更の図書の縦覧 (")	1

告 示

高知県告示第41号

国土交通省四国地方整備局四国技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和元年12月23日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年1月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（デジタル撮影、航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和元年12月23日から令和2年2月28日まで
- 3 作業地域
高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、四万十市、香南市、香美市、安芸郡東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村及び芸西村、長岡郡大豊町、吾川郡いの町及び仁淀川町、高岡郡中土佐町、佐川町、越知町、日高村及び四万十町並びに幡多郡黒潮町

高知県告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年1月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安満地福良

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月町橘浦字 タコハナ山481番3 から 幡多郡大月町橘浦字 椎ノ浦17番1まで	前	5.8 }	1426
	後	9.3 }	1362
幡多郡大月町橘浦字 ロクロワ13番1から 幡多郡大月町橘浦字 先谷3番1まで	前	6.8 }	358
	後	9.8 }	342

公 告

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項ただし書及び第3項の規定に基づき、送達すべき次の裁決書の謄本は、高知県地域福祉部福祉指導課において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、令和2年2月4日をもって同条第2項の規定による送達があったものとみなされます。

令和2年1月20日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

- 1 裁決書の種類
高知県知事に対して平成30年7月24日付けでされた審査請求に対する令和2年1月20日付けの裁決書
- 2 裁決書の交付を受ける者の住所及び氏名
住所不明。ただし、審査請求書に記載の住所
高知市新本町一丁目7-30 聖園天使園
審査請求人 蔦谷 由美

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定によ

り高知市から都市計画の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和2年1月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画生産緑地地区
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び高知市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和2年1月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び高知市役所